

サッポロビール健康保険組合並びにサッポロビール健康保険組合

加入事業主が共同で実施する健康診査事業の公表について

サッポロビール健康保険組合
理事長 内山 夕香

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。サッポロビール健康保険組合では、健康診査事業について、サッポロビール(株)及びサッポロビール健康保険組合加入事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. サッポロビール(株)及びサッポロビール健康保険組合加入事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業であるサッポロビール(株)及びサッポロビール健康保険組合加入事業主とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する個人データの項目について

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、会社名（事業所名）、社員番号（保険者番号）、健診実施項目、健診受診日、健診実施機関名、健診結果、相談・指導・問診内容、所見

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- サッポロビール健康保険組合 健康管理担当者及びその責任者
- サッポロビール(株)他、サッポロビール健康保険組合加入事業主の健康管理担当者及びその責任者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・サッポロビール(株)及びサッポロビール健康保険組合加入事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適

な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、サッポロビール健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。具体的健診データの利用は、産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ サッポロビール健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、サッポロビール(株)及びサッポロビール健康保険組合加入事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

○サッポロビール健康保険組合 常務理事（個人情報取扱責任者）

○サッポロビール(株) 人事部長

他、サッポロビール健康保険組合加入事業主の個人情報取扱責任者

以 上